

住宅取得補助金

町内在住の親世帯に、町外在住の子育て世帯が、同居・近居するため持家を取得するための費用の一部を補助します。

補助金額

一戸あたり

50万円

を上限に補助します。



補助限度額

50万円を限度に、住宅の取得にかかった費用の1/10を補助（1,000円未満切り捨て）

対象者要件

□同居・近居する親世帯が、1年以上継続して町内に居住（住民登録）していること
（※近居：太子町内に親世帯・子世帯とも居住すること）

□子世帯は、中学生以下の子（出産予定を含む）と同居している世帯であること

□太子町内に取得した住宅に子世帯の全員が居住（住民登録）していること

□子世帯・親世帯の全員が町税等を滞納していないこと

住宅要件

子、または、同居・近居する親が令和5年4月1日以降に登記し、太子町内に所有する住宅であること
（子、または、親の名義で所有権保存登記、または、所有権移転登記をしたもの）

新築、または、売買により取得した住宅であること
（相続、贈与など対価を伴わない事由により取得したものは対象外です。）

建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること

※ 新築住宅でも中古住宅購入でも対象です。
 ※ 過去に三世代同居・近居支援補助を受けられた方の交付申請はできません。

申請方法

- ◆ 申請書に必要書類を添えて、秘書政策課[窓口]（役場3階）直接提出してください。
（午前9時00分～午後5時30分、ただし、土日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）
 - ◆ 同一の住宅について複数申請された場合は、全ての申請を無効とします。
 - ◆ 申請日時点で要件の全てを満たしている必要があります。
 - ◆ 下記の提出書類が揃っていない場合は受付が出来ませんので、ご注意ください。
（記入もれにご注意ください。）
- ※ 別紙の注意事項を必ずご確認ください。

申請時提出書類

※1：本籍地の市町村等で取得してください。
 ※2：法務局（富田林支局）で取得してください。
 ※いずれも、申請日から6か月以内に発行されたもの

- ① 太子町三世代同居・近居支援補助金交付申請書（様式第2号）
- ② 子と親の親子関係がわかる書類（戸籍全部事項証明書・謄本の原本等※1）
- ③ 三世帯世帯全員の住民票
- ④ 建物登記簿の全部事項証明書の原本※2（所有権保存登記又は所有権移転登記が完了しているもの）
- ⑤ 住宅の建物部分の売買契約書または工事請負契約書の原本とコピー（当初契約・変更契約全て）
（住宅の所在地、契約金額、契約日、契約当事者の氏名・押印がある面）
- ⑥ 位置図、平面図、立面図、その他の工事の内容が確認できる書類
- ⑦ 子世帯全員及び親世帯の納税証明書
- ⑧ 対象者要件内の「中学生以下の子」が出産予定である場合は、母子健康手帳または出産予定であることがわかる書類の原本とコピー
（母子健康手帳の父母の氏名が記載された面と、「妊娠中の経過」欄に診察の記載・押印等がある面等）

出産予定であることを証明する書類、住宅の契約書は、コピーの他に原本を確認しますので、必ず持参してください。

① 申請

◇申請
 ・補助金の交付申請書と、必要書類を秘書政策課窓口にご提出ください。

② 審査

◇書類審査等により、要件に適合しているか審査を行います。
 ・審査は現地調査を含みます。
 ・状況により、追加資料の提出を求める場合や実態調査を実施する場合があります。
 ・補助要件を満たしていない場合は、補助金を交付できません。

③ 交付決定

◇審査完了後、交付決定の通知を送付します。

④ 請求

◇交付決定通知書送付時に請求書を同封しますので、記入・押印の上、ご提出ください。

⑤ 振込

◇請求書を受付後、口座振込みにより補助金を交付します。
 ・不正があった場合は、既に補助金の交付を受けた場合であっても、その補助金を返還していただきます。
 ・交付決定後、3年以内に補助金の対象となった住宅に居住できなくなったときは、町長が承認した場合を除き、補助金を返還していただきます。

問合せ先 太子町役場 政策総務部 秘書政策課
 電話番号：0721-98-5531 FAX番号：0721-98-4514
 メールアドレス：hisyo@town.taishi.osaka.jp